



平成 27 年 8 月 4 日

各 位

会社名 株式会社 ジョイフル本田
代表者名 代表取締役社長 矢ヶ崎 健一郎
(コード番号 3191 東証第一部)
問合せ先 常務取締役・管理本部長
兼 総務部長 矢口 幸夫
(電話番号 029-822-2215)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 8 月 4 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 27 年 9 月 17 日開催予定の第 40 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

今後の事業の展開に備えて、現行定款第 2 条（目的）について事業目的を追加するものであります。

また、今般、会社法 427 条の改正により、業務遂行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第 29 条（社外取締役との責任限定契約）および第 38 条（社外監査役との責任限定契約）の一部を変更するものです。なお、定款第 29 条の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 定款の一部変更

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 27 年 9 月 17 日（木）

定款変更の効力発生日 平成 27 年 9 月 17 日（木）

以 上

(別 紙)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 2 条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～ 4 2. (条文省略) (新 設)</p> <p><u>4 3.</u> (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 2 条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～ 4 2. (現行どおり) <u>4 3. 自動車及びその部品、関連資材の販売、 賃貸、修理。</u></p> <p><u>4 4.</u> (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 2 9 条 (社外取締役との責任限定契約) 当社は、会社法第427条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額と法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 2 9 条 (取締役との責任限定契約) 当社は、会社法第427条第 1 項の規定により、<u>取締役 (業務執行取締役等である者を除く) との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額と法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第 3 8 条 (社外監査役との責任限定契約) 当社は、会社法第427条第 1 項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額と法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第 3 8 条 (監査役との責任限定契約) 当社は、会社法第427条第 1 項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額と法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>